

各位

平成28年7月4日
放射線取扱主任者

(管理区域一時解除)

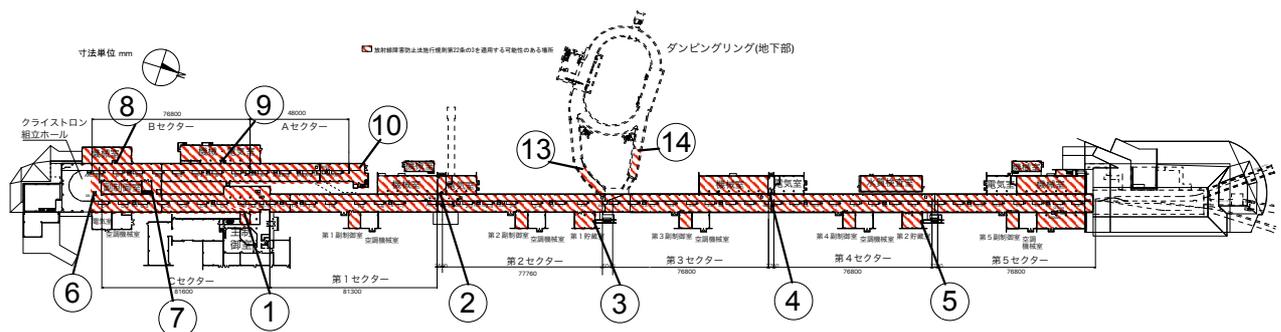
電子陽電子入射器棟における放射線障害防止法施行規則第22条の3の適用について

電子陽電子入射器棟およびダンピングリングトンネル室内の管理区域に於いて、放射線障害防止法施行規則第22条の3にもとづき、下記の期間、管理区域の一時解除を行います。

1. 期間 2016年7月5日から2016年10月2日

2. 場所 (下記の一般管理区域)

- ・電子陽電子入射器棟クライストロンギャラリーの一部
- ・ダンピングリングトンネル室内
(図赤斜線部分)



以上

配布先 機構長

(管理局) 施設部長、施設企画課長、整備管理課長、安全衛生推進室

(素核研) 所長、副所長、事務室

(物構研) 所長、副所長、事務室

(加速器) 施設長、各主幹、事務室

(共通) 施設長、各センター長、事務室、TNS

(担当者) 当該発生装置管理責任者、同作業責任者、各区域放射線担当者、管理室員